（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（運航課及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（管制課の所掌事務）

第二十九条　管制課は、飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関する事務（技術保安企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（統括事業安全監督官の職務）

第三十条の四　統括事業安全監督官は、次に掲げる事務を統括する。

一　航空機の航行の安全の確保に係る航空運送事業及び航空機使用事業の監督に関すること。

二　整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査、監査及び指導に関すること。

（航空機検査官の職務）

第三十二条　航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）に関する事務（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3　（略）

4　東京航空局にあっては、第二項に規定するもののほか、航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空機検査官とする。

5～7　（略）

（整備審査官の職務）

第三十三条　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査、監査及び指導に関する事務をつかさどる。

2・3　（略）

4　第二項に規定するもののほか、整備審査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席整備審査官とする。

5　次席整備審査官は、整備審査官の所掌に属する事務の管理に関し、先任整備審査官を補佐する。

（航空従事者試験官の職務）

第三十四条　航空従事者試験官は、命を受けて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十九条（同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。

2・3　（略）

（削る）

第三十九条の三・第三十九条の四　（略）

（運用課の所掌事務）

第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空機の運航の監督に関すること（運航課及び管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。

二～七　（略）

（管制課の所掌事務）

第二十九条　管制課は、飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関する事務（技術保安企画調整課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空事業安全監督官の職務）

第三十条の四　航空事業安全監督官は、命を受けて、航空機の航行の安全の確保に係る航空運送事業及び航空機使用事業に関する業務の監査及び指導に関する事務をつかさどる。

2　航空事業安全監督官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空事業安全監督官とする。

3　先任航空事業安全監督官は、航空事業安全監督官の所掌に属する事務を管理する。

（航空機検査官の職務）

第三十二条　航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）並びにこれらに使用する材料及び部品に係る検査に関する事務（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

2・3　（略）

4　第二項に規定するもののほか、航空機検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空機検査官とする。

5～7　（略）

（整備審査官の職務）

第三十三条　整備審査官は、命を受けて、整備規程の認可に係る審査その他航空機及びその装備品の整備に係る審査、検査及び指導に関する事務をつかさどる。

2・3　（略）

（新設）

（航空従事者試験官の職務）

第三十四条　航空従事者試験官は、命を受けて、航空法第二十九条（同法第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく試験の問題を作成し、及び試験を実施する。

2・3　（略）

（広域空港管理官）

第三十九条の三　高松空港事務所及び那覇空港事務所に、それぞれ広域空港管理官一人を置く。

2　広域空港管理官は、命を受けて、空港事務所の所掌事務のうち広域的な処理を要する重要事項その他の重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

第三十九条の四・第三十九条の五　（略）